

。女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする女性差別撤廃条約の実効性を高めるため、平成11年の国連総会において採択されたが、条約の締約国である日本は、選択議定書を批准していない。

選択議定書を批准した国々においては、条約によって保障された権利の侵害に関して、女性の個人・団体からの申し出に基づき、国連の女性差別撤廃委員会が当事国等に意見や勧告を行う権限を認める個人通報制度が適用されることから、女性の権利に関する司法判断に国際基準が反映されやすくなる。

個人通報制度の適用に当たっては、国内の司法制度・立法政策との関連での問題の有無、実施体制等に関して検討すべき課題があるが、政府の第5次男女共同参画基本計画には、ジェンダー平等に向けた強力な取組及び法制度・慣行を含めた見直しが必要であることが明記されたところであり、撤廃委員会による次回の日本報告審議が本年10月に迫る中、選択議定書の批准に向けて、議論の加速化が求められている。

よって、本市議会は、国会及び政府において、女性の権利及び自由の侵害を防止するための効果的な行動を実行する決意の下、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月19日

衆議院議長 あて
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣

飯山市議会議長 渋川 芳三